

令和4年9月30日

各位

中日信用金庫
理事長 山田 功

当金庫に対する行政処分について

当金庫は、本日、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づき、東海財務局より行政処分を受けました。

日頃から当金庫をご支援やご愛顧をいただいておりますお客さまをはじめ、関係者の皆さま、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一同、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

記

1. 命令の内容

信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づく命令

- (1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。
 - ① 経営責任の明確化
 - ② 適切な営業推進を確保するための経営管理態勢の構築
 - ③ 本部における相互牽制機能の確立
 - ④ 全金庫的な法令等遵守態勢の確立
 - ⑤ 内部管理態勢の充実・強化
- (2) 上記(1)に関する業務の改善計画を令和4年10月31日までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を令和5年1月末とする）。

2. 当金庫の対応について

当金庫は、上記命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、以下のとおり経営責任の明確化を図るとともに、改善に向けた施策等について対応してまいります。

(1) 経営責任の明確化

9月28日開催の理事会において、理事長は次期総代会終了時に辞任とし、専務理事は9月30日付で辞任、常勤理事1名は9月30日付で理事を辞任いたしました。

また、以下のとおり役員報酬を減額いたします。

理事長	無報酬（10月以降任期中）	常務理事	月額報酬の30%（3か月）
常勤理事	月額報酬の20%（3か月）	非常勤理事	月額報酬の10%（1か月）
常勤監事	月額報酬の20%（3か月）	非常勤監事	月額報酬の10%（1か月）

(2) 改善に向けた施策等について

当金庫は、今般の命令を踏まえ、適切な営業推進を確保するための経営管理態勢の構築に向けて、営業店の実態を把握し、営業店の声を金庫の業務運営に反映する仕組みを整備するほか、総合予算の策定方法の変更や業績評価制度の見直し等を進めてまいります。

また、全金庫的な法令等遵守態勢を確立するため、「コンプライアンス憲章」を制定し、コンプライアンス委員会の機能を強化するとともに、本部各部の牽制機能の強化や内部管理態勢の充実等を図ってまいります。

上記の取組みに留まらず、適切な経営管理態勢の構築や全金庫的な法令等遵守体制の確立等に向けた諸施策を含む改善計画を策定し、これを着実に実行してまいります。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

中日信用金庫 経営企画部 TEL 052-913-7003 (受付時間：平日 9時～17時)